

米の生産調整と農民の対応

— 福島県北会津村真渡部落の事例 —

東北大学大学院 武 田 共 治

本報告は、福島県北会津村の、とりわけ真渡部落の事例をもとに、米の生産調整という事態への農民の対応の在り方を検討することを通して、村研の共通課題である、下からの農村自治にもとづく農村計画の問題に接近しようとするものである。

ところで、一九七〇年代以降、稲作転換対策、水田総合利用対策そして現在の水田利用再編対策へと、次々と米の生産調整政策が展開されざるを得ない根拠は、一般的には次の二侧面から指摘されえよう。すなわち第一に、稲作の生産力の向上とせば、稲作への集中化傾向によって「米過剩」が生じたこと、第二に、米の消費量の低下によって「米過剩」が生じたことである。しかし問題は、そうしたことが自然発生的に生じてきたというものではないという点にある。すなわち、第一の稲作への集中化傾向という問題は兼業化との関わりがあり、従ってその一条件としての機械化との関わりがあ

る。さらに米以外の農産物の価格保障の充分性という問題とも関わっている。さらに第二の米の消費量の低下という問題は、当然、MSA協定以来の農産物輸入の増大、とりわけ小麦の大量輸入の問題と関わっている。そして、そうした兼業化・機械化・価格政策・農産物輸入といったことのいずれもが、農外資本の蓄積の条件と深く関わっていることは自明のことであり、その意味で、「米過剩」という現象は、日本資本主義の資本蓄積の構造、あるいはその農産版としての農業近代化路線というものの内実を、極めて明瞭に表現したものであるといえよう。従って「米過剩」の根本的解決には、農外資本の強蓄積の抑制および農業近代化路線の転換が不可欠であるといわなければならない。とはいえ、それは農政にとってなれないことである。従って、資本蓄積の構造や農業近代化路線をそのままにして解決を図ろうとするであろう。その時に取らざるを得ない解決の形態、それが米の生産調整政策の強行という形態にほかならないのである。

ところで、問題がそうであるとしても、現実には生きている農民としては具体的な対応をせざるを得ない。そこにさまざまな矛盾や、また対応における差異が生じている。さらに、現実に日本の農業が稲作に偏重した構造であることを条件としてうけとめるとすれば、今日の水田利用再編対策も指摘する食糧の総合自給率の向上をもたらしうな日本の農業構造の改善は、当然必要であるといわなければならない。

こうした問題意識から、北会津村の、とりわけ真渡部落を対象に

とりあげたいことは次の諸点である。すなわち第一に、水田利用再編対策への対応における農家ごとの差異、およびそうした差異を決定づける諸要因の分析ということである。そして、要因としては次のことをあげる必要があると考えている。まず客観的な要因として、①農地改革以来の土地所有者と経営耕地規模の条件（従って貸借関係や受委託関係が含まれる）がある。一般に大規模農家は積極的に対応していると思われるが必ずしもそうとはいえない。田畑のトータルではかなりのバラつきがある。たしかに一町未満層では、代理転作や委託転作が多い。しかし一町以上層をみると経営規模では、トータルより畑作面積との関わりがありそうである。こうしてみると、従来のような経営耕地規模による階層区分の有効性が再検討されなければならないのではないかと思われる。ところで前述の畑作地とも関わり、②水稲と畑作、その他の部門との割合という条件がある。一般に畑作に積極的な農家は転作にも積極的であるといえるが、なかには、すでに畑作が多いのでこれ以上の転作は無理であるという農家もある。これは労力との関係である。すなわち、③家族労働力の、農業と農外への配分状況という条件がある。これは農民の対応を直接的に規定する重要な条件であるが、この条件自体が所有や経営の規模、および農外労働市場に規定されている点も看過しえない。さらに労力配分と関わり、④機械化の進展度の条件がある。そして、⑤北会津村の農業構造に大きな変容をもたらしている圃場整備事業の進展の条件がある。以上の客観的要因に加え、現実の転作への対応が同じ客観的状况におかれていても異なっ

ていることが問題となる。その点で、各農家が現状との関連でいかなる経営の方向を志向するかという、経営志向という主観的要因を考慮したい。その際、いわゆる労賃・利潤・地代の三範疇の機能的分化が主観的にどの程度展開しているかが問題となろう。

第二にとりあげたい問題は、以上の分析をもとに、転作への対応を通じて、いかなる性格の生産力主体が形成されつつあるのが、あるいは、転作が文字通り総合自給率の向上や農業構造改善に結びついているのか、さらに農地流動化との関わりはどうか、といった点を農民層分解の問題と関わりさせて考察することである。

そして第三に、水田利用再編対策にみられる地域農政的発想の問題である。すなわち部落的対応がみられるのであり、そこに部落としての機能がいかなるものとして作用しているのかを検討したい。

以上の検討をもとに、下からの農村自治にもとづく農村計画の、とりわけ主体の問題に接近したい。今日において農村計画を必然化せしめる要因として非農家との調整という問題が大きいであろう。しかし一九八〇年で、北会津村は耕地のうち水田八四％、畑十三％であり、農家率約八〇％という純農村である。しかも平均経営耕地面積が二町（福島県は一町）、専業十六％、一兼四四％、計六〇％と農業の比重が高い。従って農村計画の方向は、いかなる農業を求め、かにより規定されよう。この点は、今日の地域農政に含まれるコミュニティ政策が農業近代化路線との関わりで展開されていることにも示されている。